

令和4年度

宜野座村訪問介護事業所事業報告書

自：令和4年4月 1日

至：令和5年3月31日

社会福祉法人

宜野座村社会福祉協議会

令和4年度訪問介護事業所 評価・課題について

[介護保険・日常生活支援総合事業]

要介護者又は、要支援者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴・排泄・食事等の介護、調理・買い物・洗濯・掃除等の生活援助を行い、利用者とその家族の介護負担軽減を図る。

評価

- ・介護保険事業17名、日常生活総合事業9名の利用者にサービスを提供した。
- ・一年365日休むことなくサービスを提供することができた。
- ・出勤時にアルコール検知器で検査を行い業務を開始した。
- ・職員間でライン登録し、翌日の勤務、情報等を送信し共有することができた。
- ・ケアプランに基づき適切にサービスを実施する事が出来た。
- ・利用者からの時間変更、急な依頼にも対応しサービスを実施した。
- ・緊急の依頼にも対応し、サービスを実施する事が出来た。
- ・ローテーションによりヘルパーを派遣出来た。
- ・調理は、利用者の嗜好や要望に応じ、ある食材で献立を決めバランスの良い食事を提供できた。
- ・掃除は、利用者の確認をとり手早く済ませることができた。
- ・新型コロナウイルス感染症で、職員、利用者に感染者が出る中にあっても訪問を継続し、サービスを提供することができた。

課題

- ・ケアプランに基づき訪問介護計画書の作成がなされていないことがある。
- ・支援の際、計画的な段取りで手際よく支援が進まず度々、時間オーバーすることがあった。
- ・利用者が増えているが、職員の増員ができず、負担になっている。
- ・毎月の定例会を開催することができず、職員間の連携、利用者の情報を共有することがうまくいかなかった。
- ・新型コロナウイルス感染症により研修の機会を確保する事ができなかった。

[障害福祉サービス]

障がい者総合支援法に基づく指定障害者福祉サービス事業（居宅事業）を行い身体・精神障がい者の自立促進、生活の質の向上を図ることを目的とする。

評 価

- ・ 9名の利用者に対し、それぞれの障害の症状や特徴について理解し、調理・掃除等の支援を行うほか、通院等介助、話し相手となり悩み事の相談、助言を行い、安心して在宅生活を送れるよう努めた。
- ・ 家事援助に加え通院等介助のサービスを実施できた。
- ・ 健康福祉課、相談支援事業所とも連携を取りサービスを実施することができた。
- ・ アルコール依存症の利用者からアルコール購入の申し出をきちんと断ることができた。

課 題

- ・ 利用者の身体や居室の清潔を拒否なく保つ為に、声掛けの仕方に工夫が必要。
- ・ 訪問しても不在、サービスを断られることが度々あった。事前に連絡が入るようにしていきたい。
- ・ 統合失調症の利用者に対する理解不足があり、対応に戸惑った。勉強会、研修会に参加し、スキルアップにつなげたい。
- ・ アルコール依存症の方が訪問時に飲酒しての暴言が度々あり、対応に苦慮することが度々あった。

[外出支援事業]

一般の交通機関を利用することが困難な者に対し、自宅から医療機関等へ外出する際の送迎サービスを提供することにより、要介護者等の心身の機能保持と在宅生活の支援を図るため、外出支援事業を実施する。

評 価

- ・ 35名の利用者を送迎サービスを実施することができた。
- ・ 利用者乗車時には、必ずシートベルト装着、確認し安全に外出支援を行うことができた。
- ・ 事故なく安全に病院までの送迎が出来た。
- ・ 利用者からの体調不良、怪我等の緊急依頼にも対応できた。
- ・ 運転中の居眠り防止のため十分な休息をとるよう心掛けた。

課 題

- ・ 定期受診・単発の受診共に帰宅送迎時、必ず次回の受診日の有無、日時を確認し管理者への報告と予定表記入をし、次回利用日の忘れを防ぐことが必要。
- ・ 集金、領収書の記入と業務量が増した。
- ・ 送迎以外に身支度、買い物等の依頼もある。線引きが必要。
- ・ 予約のない受診に時間がかかった。待ち時間の過ごし方に工夫が必要。
- ・ 送迎車のクーラー故障あり、暑い日や雨天時に利用者に迷惑をかけた。

- ・燃料費が高騰している。利用料の増額も必要ではないか。

[移動支援事業]

屋外での移動が困難な障害者・児の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者・児に対して、外出のための支援を行う事により、地域における自立生活及び社会参加の促進を図ることを目的とする。

評 価

- ・2名の障害者と3名の障害児に対し移動支援を行うことができた。
- ・5歳児に対し、チャイルドシートを取り付け安全に移動支援を行うことができた。

課 題

- ・利用者が希望する移動支援内容に対応するとともに、様々な状況に対し難しい事、出来ない事などをはっきり本人へ伝えることも社会性を学ぶ意味でも必要。
- ・デイサービスのリフト車を使用しているが、送迎がかち合いデイサービスに迷惑を掛ける事がたびたびある。
- ・デイサービスのリフト車の故障で、移動支援ができない日が、たびたびあった。
- ・利用者の家族から支援学校終え放課後デイサービスを利用する時間が短いので迎えの時間を遅くしてほしいとの要望があったが答えることができなかった。

【有償運送事業】

介護支援専門員が作成する介護サービス計画又は、市町村が行う介護給付費支給決定に基づき、訪問介護サービス等と連携して、または一体として行われる要介護者等の輸送を行い、心身の健康保持と在宅生活の支援を図るため実施する。

評 価

- ・2名の方がサービスを利用した。
- ・介護タクシーと比べ運賃が安く利用者から喜んで頂いた。

課 題

- ・宣伝不足で利用者が少ない、各居宅支援事業所に周知する必要がある。
- ・有償運送車両を別用途で使うことがある注意したい。

[軽度生活援助事業]

軽度な日常生活の援助を行うことにより、在宅での一人暮らし高齢者等の自立した生活の継続を可能にすると共に、要介護状態への進行を予防するために行う。

評 価

- ・ 1名の方が、日常生活支援総合事業開始前に利用行う。

課 題

- ・ 地域包括支援センターとの連携、情報交換が必要と思われる。

【その他】

評 価

- ・ 6月と12月に処遇改善加算金を支給することができた。
- ・ 特定処遇加算金取得により、サービス提供責任者に月額4万6千円の給与上乘せすることができた。
- ・ 毎朝自宅で起床時に検温、体調確認し、自身のコロナウイルス感染時においても早期に発見、報告ができた。
- ・ 年に一度の職員健康診断を行い健康管理をすることができた。
- ・ 年末年始、日曜日等休み希望者が重なる事があったが、職員の協力によりうまく勤務を組むことができた。
- ・ デイサービス朝のミーティングに管理者、サービス提供責任者が参加することにより情報を共有することができた。
- ・ デイサービスからの協力依頼があり職員を派遣することができた。
- ・ 業務終了後、帰宅途中転倒し怪我をした職員がいたが労災保険で対応した。

課 題

- ・ 管理者が通所と訪問の管理を兼務している。職員の管理、業務管理等が行き届きていない改善が必要である。
- ・ 常勤職員に対し有給休暇を思うよう与えることができなかった。
- ・ 年末年始、旧盆、日曜日手当があれば、前向きに勤務ができる。